

3. 令和5年度公益財団法人船橋市文化・スポーツ公社事業計画書

第 31 期

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

沿革

当公社は、市民要望に応えた文化・スポーツ振興策を効果的に実施していくため、民間活力の積極的導入を図りながら、生涯学習の推進を図るとともに、施設の柔軟で効率的な管理運営を促進し、もって「市民文化・スポーツの振興」と、市政の目標である「豊かで住みよい国際都市」の実現に寄与するため、平成5年7月1日設立されました。

平成18年4月からは、船橋市民ギャラリー、船橋市茶華道センター、船橋市総合体育館及び船橋市武道センターの1期目の指定管理者として、平成23年4月から同施設の2期目の指定管理者として、平成28年4月からは同施設の3期目の指定管理者として管理運営を行なっていました。令和3年4月からは「船橋市民ギャラリー及び船橋市茶華道センターの管理に関する基本協定」を締結し、第4期目の指定管理者として同施設の管理運営を行なっております。

平成20年12月公益法人制度改革関連三法の施行に伴い、平成23年10月に公益財団法人への移行認定を申請し、平成24年3月22日に千葉県から公益認定を受け、平成24年4月1日から新たに「公益財団法人船橋市文化・スポーツ公社」として事業活動を行っております。

事業活動方針

文化施設及びスポーツ施設を活かした文化・スポーツ事業を行い、地域の文化及びスポーツの普及振興を図り、もって心豊かで明るい市民生活の形成に寄与する事業を行います。船橋市民ギャラリー及び船橋市茶華道センターの指定管理者として、「お客様の満足度の向上をあらゆる活動の原点におく」という基本理念のもとに、より一層の「市民サービスの向上」に努めます。

当公社は文化施設及びスポーツ施設を活かした文化・スポーツ事業を行い、市民生活を豊かにする事業を行ってまいりましたが、船橋市総合体育館及び船橋市武道センターの4期目の指定管理者に選定されなかったことから、千葉県から令和3年度に公益財団法人としての事業の変更認定を受けるとともにその事業規模や組織の縮小を図りながら今後の方向性を検討してまいりました。

その後、当財団の出捐元の船橋市と協議を重ね、その指導の下、公益財団法人船橋市公園協会との合併を目指し令和3年12月15日に両財団の合併検討委員会を発足させて、令和4年度には、①新たなる合併法人の目指すべき役割や、②具体的な公益目的事業の推進について協議を重ねてきたところです。

新法人の発足は令和6年4月1日を予定しておりますが、この度の合併は公園協会を存続法人として、当公社を消滅法人とするものです。そのため、令和5年度は、当公社においては通常の文化・スポーツ事業に加え、合併に向けて千葉県や公園協会との協議を進めるとともに、合併後の新たな事業展開のための準備や新法人を見据えた市からの受託事業や補助事業も併せて行うものとします。

事業内容

【公益目的事業】

1 船橋市民ギャラリー運営事業

(1) 施設管理事業（指定管理事業）

船橋市民ギャラリー条例及び船橋市民ギャラリー条例施行規則に基づき、絵画、書道、写真等の展示その他の文化芸術振興事業を行うとともに、併せて施設及び設備の維持管理を実施します。

(2) 展覧会事業

① 船橋市所蔵作品活用企画展（指定管理事業・船橋市教育委員会との共催）

船橋市が所蔵している船橋市にゆかりのある芸術家などの所蔵作品を展示し、市民に鑑賞していただきます。また、小学生の参加による鑑賞授業や美術フォーラム等も実施します。

（時期） 12月（3週間）

（入場料） 無料

② ふなばし現代アート展「アラカルト」（指定管理事業）

芸術家を志す若手アーティストの美術作品を展示し、市民に鑑賞していただきます。

（時期） 7～8月（2週間）

（入場料） 無料

③ 文化振興事業（受託事業）

芸術文化振興のため、船橋市教育委員会及び各文化団体が主催する一般公募の作品展を運営します。

	名称	開催時期
ア	船橋市いけばな展	9月～10月（1週間）
イ	船橋市美術展覧会「市展」	10月から11月（2週間）
ウ	船橋市写真展	2月（2週間）

(3) 体験活動事業

① 利用者向け講座（指定管理事業）

市民ギャラリー利用者及びこれから利用を考えている方を対象に、展覧会の構成の仕方や展示作業の具体的方法等について説明し、グループ展や個展での利用を促すことを目的として開催します。展示の実技研修で展示した作品を成果

展覧会として一般のお客様に公開します。

(時 期) 7月(1週間)

(参加費) 無料

② アーティストと子供たちプロジェクト(指定管理事業)

アートを体験する3日間ワークショップとして、現代美術界で活躍する作家を招き、子供たちが作家と一緒にアート制作を体験するワークショップを開催します。制作した作品を成果展覧会として一般のお客様に公開します。

(時 期) 8月(3日間)

③ 文化活動普及事業(受託事業)

アートを通じて人と地域がつながりを持てるよう、地域で活動するアーティストを市内中学校に派遣し、体験型授業を行います。

④ 美術体験講座事業(補助事業)

誰もがアート活動に参加できる環境づくりを推進するため、油絵などの技法を体験していただくワークショップ「美術体験講座」を開催します。

(時 期) 7月～1月(4回)

⑤ 対話型鑑賞教育事業(補助事業)

子供たちが主体的にアートに関わり、心豊かに成長するとともに、生涯にわたり鑑賞や創作活動に参加する素地を育むため、小学校へ出向き、児童を対象に、アートカードを用いて少人数グループでの対話をしながら鑑賞する「対話型鑑賞教育事業」を実施します。また、当事業を担う「ファシリテーター」の養成講座を引き続き開催します。

(時 期) 5月～2月(10校)

(参加費) 無料

2 船橋市茶華道センター運営事業

(1) 施設管理事業(指定管理事業)

船橋市茶華道センター条例及び船橋市茶華道センター条例施行規則に基づき、公益目的のために、茶道、華道その他の伝統文化の振興事業を行うとともに、併せて施設及び設備の維持管理を実施します。

(2) イベント公演事業

① スクエア寄席(指定管理事業)

日本の伝統芸能である落語に気軽に触れていただくことにより、市民の文化芸術に対する理解を深めることを目的として実施します。

(時 期) 8月・3月(年2回)

(参加費) 1,000円

(3) 体験活動事業

① 伝統文化教室等(指定管理事業)

日本の伝統文化を体験していただく各教室等を開催します。

	名称	開催コース等
ア	茶道の世界	6コース年2期（1期10日間）1期18,800円
イ	華道の世界	4コース年2期（1期10日間）1期18,800円
ウ	囲碁入門教室	年1期（3日間）1,500円
エ	カジュアル茶道	1コース年2期（1期5日間）9,400円
オ	子供茶道教室	2コース年1期（10日間）8,300円
カ	子供日本舞踊教室	年1期（10日間）7,300円
キ	書道教室	年2期（1期12日間）1期9,000円
ク	外国人対象日本 伝統文化体験教室	華道（1コース、5日間）5,000円（5日間）
ケ	茶室開放日	毎月第2金曜日（1月を除く年11回）無料

(4) その他事業（指定管理事業）

- ①子供伝統文化体験事業（市内小中学校対象の伝統文化授業・部活動促進事業）
- ②伝統文化教室の共催（文化団体との共催）
- ③ハッピーサタデー事業（子供茶道体験）
- ④教育委員会初任者研修及び茶会

3 スポーツ施設を活用した文化スポーツ事業（協力事業）

船橋市総合体育館及び武道センターで、文化スポーツ体験活動他、各種イベントの運営を行います。

【収益事業】

1 船橋市民ギャラリー及び船橋市茶華道センター運営事業

各施設の条例及び条例施行規則に基づき、文化等の活動のため、公益目的以外の施設及び設備の提供を実施します。